

|                    |  |
|--------------------|--|
| 意見募集案件             | 北広島市強靱化計画(案)の策定について  |
| 担当課                | 総務部 防災危機管理室 危機管理課<br>電話 011-372-3311 内 3342  |
| 意見募集期間             | 令和2年12月1日(火) から 令和3年1月4日(月) まで   |
| 原案の公表場所<br>(閲覧・配布) | ◇市役所(危機管理課)及び各出張所<br>◇エルフィンパーク市民サービスコーナー、図書館(本館)、東記念館<br>◇北広島団地住民センター、ふれあい学習センター(夢プラザ)<br>◇市ホームページ、広報北広島 12月1日号(概要のみ)  |
| 意見の提出方法<br>・提出先    | ・書面(様式自由)による提出<br>・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか<br>・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)<br><br>総務部 防災危機管理室 危機管理課<br>郵便番号 061-1192 (住所不要)<br>電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-373-2903<br>電子メールアドレス: bousai@city.kitahiroshima.lg.jp   |
| 検討結果の公表<br>予定時期    | 令和3年1月頃<br>※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページを公表します。   |
| 対象となる政策等<br>の内容    | (1) 案を作成した趣旨、目的、理由<br>国は国土強靱化基本法に基づき、国土強靱化基本計画を策定し、強靱な国づくりを推進しており、市においても災害、人口減少等により市民生活に影響が生じた際に、まちの機能を可能な限り損なわず、持続可能なまちの実現に向けたまちづくりを推進するため。<br>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要)<br>別添「北広島市強靱化計画(案)」のとおり。<br>(3) その案の根拠となる法令の規定<br>強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法。<br>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等)<br>本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、災害や人口減少等の外乱から市民の生命・財産を守り、本市の持続的な成長を実現することができる。 |
| 対象となる政策等<br>の原案    |  |
| その他                | 寄せられた意見を参考に北広島市強靱化計画の修正を検討します。   |